

【別紙 2】

国不建推第 1 1 号
令和 6 年 4 月 3 0 日

民間発注者団体代表者 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

手形期間の短縮について

今般、公正取引委員会及び中小企業庁が、別紙 1 のとおり、下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号）の「割引困難な手形」の運用の見直しを行い、手形期間が 6 0 日を超える手形を「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、本年 1 1 月 1 日以降に交付される手形から指導の対象にすることとされたところです。

こうした対応を受け、建設業法第 2 4 条の 6 第 3 項の「割引困難な手形」の運用についても、本年 1 1 月 1 日以降に手形期間が 6 0 日を超える手形を交付した場合、「割引困難な手形」を交付したのものとして、同項に違反するおそれがある旨、別紙 2 のとおり、建設業団体代表者あてに通知しています。

元請事業者においては、建設工事の下請代金を手形により支払う場合、手形期間を 6 0 日以内に短縮することが求められますが、そのための支払原資が適切に確保されるよう、発注者が元請事業者に請負代金を手形により支払うときは、同様に、手形期間の短縮を図るなど、サプライチェーン全体で取組を進める必要があります。

つきましては、別紙 1 の公正取引委員会及び中小企業庁の要請通知にもあるように、発注者においては、手形期間を 6 0 日以内に短縮する、請負代金をできる限り現金とするなどの支払手段の適正化や、前払い比率、期中払い比率をできる限り高めるなど発注条件の改善に取り組まれるよう、傘下会員への周知にご協力をお願いいたします。